

## 特定施設入居者生活介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【運営規程】	運営についての重要事項に関する規程を定めていない。	<p>●各事業所ごとに定めておく必要な規程です、必ず定めてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 事業の目的及び運営の方針</li> <li>(2) 特定施設従業者の職種、員数及び職務内容</li> <li>(3) 入居定員及び居室数</li> <li>(4) 指定特定施設入居者生活介護の内容及び利用料その他の費用の額</li> <li>(5) 利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続</li> <li>(6) 施設の利用に当たっての留意事項</li> <li>(7) 緊急時等における対応方法</li> <li>(8) 非常災害対策</li> <li>(9) 虐待の防止のための措置に関する事項</li> <li>(10) その他運営に関する重要事項</li> </ol> <p>●以下 記載が望ましい事項となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇事業者・事業所の概要(名称、所在地、連絡先)</li> <li>◇事故発生時の対応      ◇地域との連携      ◇個人情報保護      ◇業務継続計画等の策定等</li> <li>◇衛生管理等              ◇苦情処理              ◇秘密保持等</li> </ul>
【利用料等の受領】	日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められないものを利用者に負担させている。	●サービス提供に必要な車いすなどの福祉用具は原則、事業所が用意するものであり、利用者に負担させてはなりません。
	身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図っていない。	●委員会を開催し、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底しなければなりません。

特定施設入居者生活介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
【取扱方針】	「身体的拘束等の適正化のための指針」を整備していない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「マニュアル」とは別に「指針」を作成してください。</li> <li>●「身体的拘束等の適正化のための指針」には次のような項目を盛り込んでください。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設における身体的拘束等の適正化に関する基本的考え方</li> <li>② 身体的拘束適正化検討委員会その他施設内の組織に関する事項</li> <li>③ 身体的拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針</li> <li>④ 施設内で発生した身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針</li> <li>⑤ 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針</li> <li>⑥ 入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針</li> <li>⑦ その他身体的拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針</li> </ol> </li> </ul>
【非常災害対策】	非常災害に関する具体的計画を立て、定期的に避難、救出、その他必要な訓練を行っていない。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●訓練を行った際には記録を作成し、当該訓練を行ったことが確認できるようにしてください。</li> <li>●計画については、運営指導時に下記の項目を確認しています。               <ol style="list-style-type: none"> <li>① 介護保険施設等の立地条件(地形 等)</li> <li>② 災害に関する情報の入手方法(「避難準備・高齢者等避難開始」等の情報の入手方法の確認 等)</li> <li>③ 災害時の連絡先及び通信手段の確認(自治体、家族、職員 等)</li> <li>④ 避難を開始する時期、判断基準(「避難準備・高齢者等避難開始発令」時 等)</li> <li>⑤ 避難場所(市町村が指定する避難場所、施設内の安全なスペース 等)</li> <li>⑥ 避難経路(避難場所までのルート(複数)、所要時間 等)</li> <li>⑦ 避難方法(利用者ごとの避難方法(車いす、徒歩等)等)</li> <li>⑧ 災害時の人員体制、指揮系統、(災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数 等)</li> <li>⑨ 関係機関との連絡体制 等</li> </ol> </li> </ul>
介護報酬の算定【身体拘束廃止未実施減算】	減算事由に該当しているが、所定単位数の10/100に相当する単位数を所定単位数から減算せずに請求していた。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●身体拘束等をやむを得ず行う場合は、下記を実施していない場合は、減算事由に該当します。               <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体的拘束適正化のための指針を整備すること。</li> <li>・身体的拘束適正化のための定期的な研修を実施すること。</li> <li>・身体的拘束の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催し、その結果を従業者に周知徹底を図っていること。</li> <li>・身体拘束の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記載すること。</li> </ul> </li> </ul>

## 特定施設入居者生活介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
介護報酬の算定【個別機能訓練加算】	機能訓練指導員等が共同して個別機能訓練計画を作成していない。	●個別機能訓練加算は、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、個別機能訓練計画を作成し、その計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定してください。
介護報酬の算定【夜間看護体制加算】	入居の際に、利用者又はその家族等に対して、重度化した場合における対応に係る指針の内容を説明し、同意を得ていることが確認できない。	●重要事項説明書の署名とは別に本加算に関する同意を得てください。
介護報酬の算定【医療機関連携加算】	看護職員が、当該利用者の主治の医師に対して、当該利用者の健康の状況について月に1回以上情報を提供していない。	●情報を提供していることが記録から確認できるようにしてください。 ●協力医療機関には歯科医師も含まれます。 ●協力医療機関の医師又は利用者の主治医から、署名あるいはそれに代わる方法により受領の確認を得てください
	あらかじめ協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容について定めていない。	●当該加算を算定するに当たっては、あらかじめ指定特定施設入居者生活介護事業者と協力医療機関等で、情報提供の期間及び利用者の健康の状況の著しい変化の有無等の提供する情報の内容についても定めて下さい。なお、必要に応じてこれら以外の情報を提供することを妨げるものではありません。
介護報酬の算定【看取り介護加算】	看取りに関する指針を定め、利用者又はその家族等に対して、看取りに関する指針の内容を説明し、同意を得た時期が入居時ではない。	●重要事項説明書の署名とは別に本加算に関する同意を入居の際に得てください。 ※本加算算定の際は、医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した者であることが確認できるようにしてください。

## 特定施設入居者生活介護(令和5年度)

項目	運営指導において指摘の多い事項	改善のポイント
介護報酬の算定【サービス提供体制強化加算】	算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を把握せず算定している。	●算定要件に該当する職員の割合(常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く)の平均)を適切に算出・確認し、算定根拠となる職員の割合を記録し、保管してください。